平成27年度 第1回 埼玉県福祉のまちづくり推進協議会 結果概要

- 1 日時 平成27年9月4日(金)午前10時~12時
- 2 場所 さいたま共済会館 504会議室
- 3 出席委員

髙橋委員、國松委員、勝又委員、千葉委員、中野委員、

荻原委員、金川委員、柳瀬委員

出席: 8名 欠席: 3名

- 4 出席関係者 角屋越谷市障害福祉課副課長
- 5 配布資料 別添のとおり
- 6 会議概要
- (1)議事
 - ① 平成26年度事業実績及び平成27年度事業計画
 - ② 建築物の適合率について
 - ③ 駅ホームの転落防止対策
 - ④ 越谷市のバリアフリーマップの取組
 - ※ 主な内容は別紙「議事概要」のとおり。
- 7 その他

傍聴者なし

議事概要

1 平成26年度事業実績及び平成27年度事業計画

《事務局》

関係各課担当者から資料1に基づき説明。

《髙橋会長》

ありがとうございました。

平成 26 年度事業実績及び平成 27 年度事業計画の説明でした。後ほど関連する説明もあるかと思いますが、この段階で、ちょっと気になるところとか、これはどういうことなのかということでも結構ですので、ご質問がある方は手を挙げてください。

《國松委員》

8ページのバス活性化事業、交通政策課の関係ですけれど、ノンステップバスというのは、今、県内に普通のバスがどれぐらい走っていて、その中でノンステップバスがどれぐらいかというのを知りたいと思います。

もう 1 つはバス事業者で路線バスを走らせているところで、どこがどれぐらいの率で、ノンステップバスが運行しているのかというのを教えてほしいと思います。

《事務局(交通政策課)》

質問の1点目、埼玉県内にノンステップバスが何台あるのかということについては、平成26年度末の段階で、県内導入車両数は1135両となっています。県内のノンステップバスは平成26年度末でバス全体の60%を占めております。これは昨年の交通政策課調べです。この数値は国の統計と、数字が違っております。国の統計だと平成25年度末時点で、埼玉県は65.7%、全国で4番目の導入率となっております。

質問の 2 点目、県内バス事業者ごとの路線バスについてです。全て把握しているわけではないのですが、例えば埼玉県内を走っている東武バスセントラルですと、ノンステップバスの導入率が平成 26年の末で 91%。あるいは西武バスですと、72.9%などです。埼玉県

内、バス事業者によって数字に開きがあるという状況です。

《髙橋会長》

ありがとうございました。

ノンステップバス関係、25 年度末ですと、全国的に満たしている数字は全国平均で40%ちょっとぐらいでしょうか。

ほかにご質問ありますでしょうか。

《勝又委員》

さっきのバスのことですけど、うちの娘は肢体不自由で全介助ですけれど、普通のバスには一回も乗ったことがないんですね。首が据わっていないので普段使用しているのが、一般的な車いすとは違うので、普通のバスには乗れるか分からないんです。

普通のバス 1 台に車いすは何台乗れるのか。それが分かるのか、 もういっぱいとか、来た時点で何席とか。

娘が乗っている学校のバスは車いすが 2 台しか乗れないという設計になっているのですが、他のバスでは車いすは乗れない、肢体不自由の人は乗れないバスとかあったりします。全員肢体不自由児の学校だと、ロータリーみたいな感じで乗せたりするのが、乗り降りするだけでも 30 分とか、40 分とかかかってしまう。そこは同じところに乗せて移動や乗り降りをする設計になっているんですけれど、そういうのがないと、登下校時だけですごく時間がかかってしまうというところです。

普通のバスには乗ったことがないので、何台、フックなどで固定 みたいにされているのか、どういう感じなのか。不安で乗ったこと がありません。

《髙橋会長》金川委員のほうでよろしいでしょうか。

《金川委員》

埼玉県バス協会です。バスは、各自動車メーカーさんが国土交通 省の基準に基づき製作されていますが、標準は中扉のところから乗 車をしまして、車いすが2台乗れるかたちにはなっております。

そこは通常は普通の椅子がありますが、それを折りたたんで乗車できるようになっております。ただ一般的な車両ですと、普通の車いすにしか対応できませんので、特殊な車いすとなると、バスに改

造が必要になってきます。そうすると、今度は一般的に販売されていませんので、バス事業者さんが導入できるかどうかという別の問題の話になってしまいます。基本的には普通の車いすであれば2台乗れると覚えておいていただければ大丈夫です。

あと、車いすを何で固定するんですかという問い合わせはよくありますが、簡易式固定ベルトを止める金具が車いすを折りたたんだ部分のところに2台分ちゃんとあります。それを乗務員が1回席を離れて、簡易式固定ベルトで固定する作業をすることになっております。

ノンステップバスの場合には、一回の作業で約5分程度で作業が終了できるよう乗務員も常に練習しております。特殊な車いすということなので、乗られる場合であれば、バス事業者さんのほうにご相談いただいて、対応できるかどうかをご確認いただいたほうがいいと思います。

《勝又委員》

分かりました。2台ですね。ありがとうございます。

《髙橋会長》 よろしいでしょうか。

《勝又委員》 はい。

《髙橋会長》

これから、ますます都市がバリアフリー化されていきますと、鉄道が乗り入れて、そういう利便性があるところはいいですけれども、 それがないところは、バスの利用がかなり高まる可能性があります ね。

バスの場合は、乗れることは乗れるけども、じゃあバス停がどうなっているかとか、そういったようなことについては、乗り降りの時間が非常に性急になっている。他県では、障害者からクレームがついているところもあります。これは来年4月施行の「障害者差別解消法」とも絡んできますので、公共交通機関はある面では厳しい状況に対応しないといけない。結構厳しいというふうに思います。

《荻原委員》

さまざまな事業を行っていると認識させていただきました。

1 点目は 4 ページの福祉のまちづくり条例に基づく届出状況についてです。届出だからだと思うのですが、適合率が建築物の場合24.9%。企業によっては、前回、指摘された箇所を、また修正もなく同じように持ってきた、そういった例もあるのだろうと思います。そして 2 点目は、5 ページの平成 18 年度に施行されました「バリアフリー新法」第 25 条に基づいて各市町村が「バリアフリー基本構想」を策定することになったという点です。こちらについては市町村にいろいろ意識の差があるのだと思いますが、平成 18 年に施行されて平成 27 年 3 月 31 日で 10 市町村のみが基本構想を策定したと報告がありました。市町村は、何年までに策定しなければならないのですか。

以上2点です。

《髙橋会長》

はい、お願いいたします。それでは最初の届出状況について。

《事務局(建築安全課)》

届出のほうでは、不適になってしまうものへの対応ということになります。それは不適という結果になってしまう前に、窓口において、適合できる箇所はないかとか、適合はできないかというような指導をまずさせていただきます。それでも結果、設計に反映できないような場合には不適合となってしまっております。その相手に対しては、適合できるようにしてくださいということで、書面上で不適合になっている部分を表示して、お返しはしている状態です。が繰り返し同じ事業者がという部分については、特に同じ事業者だからという対応はしてないんですけども、一応、その設計の審査をするときには、いつも同じようなかたちで指導をして、相手に適合に向けて対応をしていただけるかどうかというかたちになっているのが現状でございます。

《事務局(都市計画課)》

この基本構想は何年までに定めなくてはいけないのか、というご質問ですが、特に何年までという決まりはございません。この基本構想は法律で、市町村が「定めることができる」となっており義務化されていないものですから、策定の進捗については各市町村の意思が大きいという現状がございます。

《髙橋会長》

全国で 1750 ぐらい公共団体ありますけれども、全国平均ですと 16%をちょっと超えているぐらいですね。基本構想についての努力を促すような国の委員会が設置されたんですけど、やはりこれはちょっと、ゆゆしき問題で、いろいろと、少しきちんとやらなきゃいけないということです。これはオリンピック・パラリンピックの関係もありますけれども、東京の 23 区の中ですと、もう 2、3 区ぐらいしか残されていないですけども、全国的には過疎的な地域なんか必要な設置でありますので、お金をくれというか、地域の実情によって変わってくるというところがかなりあります。

埼玉県は今の状況で、たぶん、新規が数年あまり進んでいないんですよね。これはやっぱり一つはお金の問題もあるんです。この基本構想について初めての方もいらっしゃると思います。前は駅を中心としたいろいろな徒歩圏でした。今は駅がなくてもバスを利用する、先ほどのバス交通で住宅地と公共施設、病院とか行き来する、そういうところがエリア取りができることになっています。という、連続的に整備をするという、都市計画とか、都市づくり、まったくそのとおりですけれども、車いす使用者の、途中で止まるとか、な中で行かなくなることは絶対ない。住宅からショッピングセンターまで連続的に行って、その間に駅があったりとか、バス停があったり、それから道路があるとか、公園があるとか、バス停があったり、それから道路があるとか、公園があるとかっていうことで、とても重要な法制度なんですね。

法の中では、できるということになっているので、そうすると、できることについては幾つかハードルがあって、協議会がなるべくつくってほしい、市民が参加する、あるいは当事者が参加するのでつくってほしいというようなことがあって、それに対して、自治体が、埼玉県もそうかもしれませんけれど、やっぱり障害者団体を集めたり、高齢者団体を集めるというのは結構大変なわけですね、場合によっては、寝た子を起こすようなかたちになってしまいます。いままでそういった傾向がかなりあります。

それから、もう一つは、やはり当事者団体も基本構想の重要性みたいなことを十分理解されてなくて、個別にバリアフリー化されていると、それでもういいというように思ったりもする。例えば、鉄道事業者からすると、団体でも駅だから、駅一つで整備をしているんだから、別に基本構想はやらなくてもいいですよと、そういう意

向を持っている団体も実は結構あります。

こういう様々な課題を抱えていて、基本は市区町村が行政の判断をしていくのが一番いいんですけれども、なかなかそこのところまで及ばない。どうしても面倒だというようなところがある。表現はよくないですけど。そんなところを開設しましたというんですね。

その一方で住民側からも提案できるという、そういう制度もあるんですけども、全国ではまだ 1、2 件ぐらいでしょうか。住民側が提案するためには、まだ行政側がハードルを下げて提案させるようにしていくとか、実は、いろんな問題を抱えているんですが、とても見逃しできない重要なものなので、埼玉県は是非進めていただきたいと思います。

この浦和から、さいたま市はかなり先行して進めていますので、 駅ごとにほぼ追加で相当数実施していて、初期のバリアフリー基本 構想から新しい法の制度に則っての見直しを、いま進めているとい うことです。

これも今後、協議会の中でも、そういう報告などがあるといいかなと思います。本来、後ほど説明があるので、そこでまたご質問が出るかもしれません。よろしいでしょうか。

この法律を理解するのは、ちょっと大変ですけども、こういうの を理解をしていただかないとこの福祉のまちづくりの推進になって いきませんので、不明な点がありましたら、ぜひ事務局のほうに問 い合わせいただければと思います。

他にご質問等ございますでしょうか。

《勝又委員》

ユニバーサルデザインの推進員というアドバイザーですか、この 方はどういう資格を持たれた方ですか。

《事務局(文化振興課)》

ユニバーサルデザインの推進アドバイザーは、現在、27年3月末 現在で7名の方が登録されておりますが、ほぼ建築関係をご専門に されている方が多い状況でございます。

《勝又委員》

私は肢体不自由の子を持つ親として、気づいたことがたくさんあります。それまでは健常な世界にいたので気づかなかったんですね。

例えばトイレのことだったり、段差のことだったり。これまでは視点が健常者的だったので、障害となるものに気づかなかったんです。

これまで障害者用のトイレを開くこともなかったですし、段差は 何も考えず乗り越えていたんです。けれども、今は例えば、この机 の 2、3 センチ、タイヤの大きさによっては本当に、何ですか、車 いすを押して、上げてっていうと、介助される側もこういうふうに なってみたいな感じで、散歩も楽しめないとか、介助する側に対し ても悪いかなとか。いろいろな専門的な部分、介助される側の人の 気持ちも考えてしまいます。例えば旅行に行きます。一人、例えば お母さま、または、おばあちゃまが、車いすの人です。私は秩父な ので、例えば秩父に行きたいと言ったら、やっぱり段差等が解消さ れている中で楽しい旅行にしたい。介助する側に対しても「悪い ね」とか言うことはなく、「ありがとう」ってスムーズに言えたら その旅行の思い出も違うだろうし、車いすのお母さまが「トイレに 行きたいよ」と言っても、そこに実際に使えるトイレがなかったと したら、その思い出も楽しい思い出ではなくなってしまう。福祉っ て、何でしょう、見た目だけじゃなく、すごく心理的な部分ってい うのも奥深いと思うんですね。

使える施設のために、介助する側、される側、あと、理学療法士さん、知的障害や肢体不自由の親御さん、視覚障害などいろんな障害の方を呼んで、そこに問題点はないかと検討されることも、すごく大切かなと思います。

肢体不自由の人たちの気持ちにしても、幅広いと思います。建築家さんだけではなく、いろんな障害者の方も一緒にチームみたいな感じで、これは使いづらいとか、いろいろ意見があると思います。例えば、秩父市の場合、いま市民会館をつくっていて私は、そこの委員としてやっていたり、また福祉の策定とかもやらせていただいて、介助する側、される側っていうことを考えると、建築士だけだと気づけない部分というのは、ほんとにあると思うんです。

ドアだったら、左右両側に開いてほしいとか、スロープが、もうちょっとこうだったらいいのにという、せっかく作ってもらったものへの希望もある。例えば、ラーメン屋さんで「車いす席があります」という店があったんですが、その席は実はテーブルが高すぎて食べられない。すごく配慮しているような感じだけれども、利用する側として実際に使ってみたら、使いづらい。ちょっとそこがもったいないと思います。福祉の専門的な人たちや当事者を募集して、

これで何か意見ありますかというところを、ちょっと聞いてもらうなどしてもらったらありがたい。本当に困っている人たちは当事者だと思います。それで私たちもいつか年をとったときに、生きがいを持てるのは、ベッドだけでは辛いと思うんです。ハード面も変えていってもらいたいなと思うんですけれど、それにはやっぱり理学療法士さんなどの専門的な知識が必要だと思います。

立場により目線が違うと思うので、その辺を踏まえて、よろしく お願いします。

《事務局(文化振興課)》

分かりました。ご意見ありがとうございます。

ちょっと参考までなんですが、ユニバーサルデザインというのは、 障害を持っている方とかだけではなく、いろんな全ての方が使いや すいデザインをどうすればいいのかというのがございます。例えば トイレであれば、車いすの方とか、お年寄りの方とか、目の不自由 な方とかの当事者も使える、全ての方が使える、使いやすいデザインをどうしたらいいのかというのをワークショップ的に意見をいた だきながら、そこに設計者も入ってやるような手法の研修会は、毎 年やらせていただいております。また推進アドバイザーにつきまし ては、ご意見いただいて、また今後の事業のときに反映してまいり たいと思います。ありがとうございました。

《勝又委員》 よろしくお願いします。

《髙橋会長》

ありがとうございました。 中野委員は、アドバイザーをやっているんですか。

《中野委員》 いえ。

《髙橋会長》

やってないの。これ、とても大事なんですけれど、アドバイザー さんの研修とか何かやってますか?

《事務局(文化振興課)》

そちらのほうは、行ってございませんので、また今後、ご意見い

ただいて検討してまいりたいと思います。

《髙橋会長》

いま勝又委員からご指摘がありましたけれど、どんな人がアドバイザーになってもいいんですよね。結局、ユニバーサルデザインのアドバイザーというのは自分の経験のことしか説明できない。だから視覚障害者、車いすの人など当事者がいることが一番いいですね。その人で全て解決できるかというのは、もちろんありませんけれども。当事者の方もそれぞれのご経験があるので、もし資格がないのであれば、例えば2年任期とかそういう期間であれば、どういう経験があったのかというようなことも含めて行政側から幅広く人を公募していくとか、それで新しい分野を切り拓いていただきたいと思います。

埼玉県のユニバーサルデザインについては、全国的にもかなり早い段階でやりましたけれども、ちょっと今の件、データを読みながらかんげんいたしましたが、かたちだけ置いておくのではなくて、本当に有効に、当事者参加でワークショップをやっているとすると、今、勝又さんがおっしゃったようなご意見、十分考えて、来年度予算要求にしっかりと入れていただければと思います。

2 建築物の適合率について

《事務局(建築安全課)》 建築安全課から資料2に基づき説明。

《髙橋会長》

ありがとうございました。やや専門的な領域ですけれども、先ほどのユニバーサルデザインのバリアフリーでもそうですが、この福祉のまちづくりはハードだけではなくソフト面もかなりシビアな部分がありますけども、一応このハード系のお話と資料の説明がありました。ご意見やご質問等、または、ここは聞いておきたいとか、よろしいでしょうか。

《柳瀬委員》

今もご説明あったように、目指すものが高いので、埼玉は厳しいというお話があって、素晴らしいことかなとは思うのですけれども、資料が戻って恐縮ですが、先ほどの「資料 1」の中の 4 ページのほうで、都市公園は 26 年度が 80 パーセント程度という適合率となっています。都市公園が、16 件中の 3 件ですか、不適合となるようですけど、都市公園は条例の一覧表を拝見すると、遊園地なども含みますので必ずしも行政が設置に関わるもののみではないとは思うのですが、実際に不適合になってしまったのは、どのようなことが原因でしょうか。経費的なものだったり、物理的にどうしてもそこができなかったとかなど、分かれば教えていただければと思います。

《事務局(福祉政策課)》

すみません、本日、公園関係課が出席しておりませんので、回答は、福祉政策課でさせていただきます。16のうち、3つの公園ですが、川越にある公園では、公園の中のトイレの中にオストメイト用設備が設置されていなかった。それから鳩山町の公園では、出入り口からの水平距離が1.5メーター以上の水平面を保たなければならなかったのに、水平に保つことがちょっと物理的にできなかったことと、飯能市のところでは、公園に設置しているトイレの新設で案内板の位置、高さ、照明等が高齢者、障害者に配慮されていなかったということでした。以上が16あるうちの3つの公園が不適合になっていると公園課から聞いております。

《柳瀬委員》 ありがとうございました。

特に今回の件は、行政が関わっていることなので、頑張っていかないといけないかなと、思うので、今後もお願いできればと思います。ありがとうございます。

《髙橋会長》

鳩山と川越と飯能は、これは都市公園ですか。

《事務局(福祉政策課)》 そうです、都市公園です。

《髙橋会長》

オストメイトの設備を設けないで、よく届出を受理してしまった のかなと。そういうことは起こるんでしょうか。

《事務局(福祉政策課)》

これは、公園課に確認をさせていただきたいと思っております。

《髙橋会長》

これはかなり大規模なことだと思いますので、あってはならない ことですよね。

オストメイトは今、相当、量が増えているので安いし、最低限でも、例えばホースタイプでやるとか、簡易型なんかもある。簡易型は、ほんとはよくないけど、やむを得ないときには、そういうかたちもあります。

鳩山の出入り口の 1.5 メートルの水平面をとれないという、これはもう論外の話です。これもすぐ改修を、こちらの協議会からもそういう要請なんかということは、お伝えいただきたいと思います。

《事務局(福祉政策課)》 了解いたしました。

《髙橋会長》

これは、やっぱり恥ずかしいですね。

案内板の位置が、高さが高いので、そのまま残しておいて、ほんとにいいのか。確かに基準には無駄な基準とか、ちょっとオーバーだなというところがあります。これは我々の反省点もあるのですけども、今みたいな案件ですと、これはもう絶対に直さないとおかしいですよ。

《事務局(福祉政策課)》

公園課から聞いているのは、適合・不適合のところでだけで、そ の後の改善の対策については詳しく確認はしておりません。

《髙橋会長》

ひょっとすると改善されているかもしれませんね。ほんとは改善 していても最終的には、いまの適合プレートではないけれども、出 さない場合でも適合のほうに、もしいけるとすれば出しておかない と、数字がおかしくなってしまいます。改善状況も含め、確認をお 願いします。

《事務局(福祉政策課)》

改善のところについては確認をさせていただきます。

《髙橋会長》

お願いいたします。よろしくどうぞ。他にございますでしょうか。

《國松委員》

都市公園のことだったので、これもぜひちょっと調べてほしいな というのがあって発言させていただきます。

私たちの障害者協議会の団体の中で、上尾市の団体があるんです。 そこは毎年、構造点検というのを団体として位置づけてやっている ようですけども、上尾の都市公園のことになると思うんですが、平 塚や平方という公園の出入り口の問題です。バイクが入ってこない ように輪っかみたいに、互い違いに、やっているのがありますね。 それで車いすが入れないので、毎年、市に要望はしているようなん ですけども、それで困っているので発言してくれないかと、実は今 日言われたんですね。今日、傍聴に来たいとは言ってましたけれど、 体の調子があまりよくないということで。複数の人から、そういう 話があるので、是非、そういうことを訴えてやりたいなと。

《髙橋会長》

ありがとうございます。それでは、少し考えてみてください。

《事務局(福祉政策課)》

おっしゃるとおり、誰もが使うのが公園でございますので、この 関係につきましては、直接、担当課に申し上げまして、場合により ましたら國松委員のところに直接、状況を確認するために担当課か ら連絡をさせたいと思っております。

《髙橋会長》

今のご指摘の件、もしできたら、写真なんかを持ってきていただいて確認をしていただくのが一番いいかと。

《國松委員》 そうですね。

《髙橋会長》

いまのケースは全国的に結構あって、メーカーとか、公園の担当の係の人が間違ってそれを導入してしまうんです。間違っているわけではないけれども、車やバイクが入ってしまう。バリアフリー化の問題とは別で、モラルの問題なんですね。そういうことをやるのは切り分けなきゃいけないんですけど、車やバイクを物理的にストップしようということです。これは、もうあちこちに、関西なんかは特に多いですね。ぐにゃぐにゃしていて入れないような。特に今日では避難の問題とか、いろいろなことがありますから、できる限り、幅員はしっかり取らなきゃいけませんが、今でも残っているところはたくさんあると思います。

私が見ているものの中には、車いすの座高の高さのところで、く ぐって入れるようなゲートをしていて、他の人は入れないとか、も うとんでもないようなゲートがあるところ、あるんですね。

これは、みんなの公園という視点では、少し確認をしていただきましょう。こういう機会ですので、公園スタジアム課にも都市公園に、そういうことが設置されてないかどうかということにも確認いただくようにお願いをしたいと思います。

《勝又委員》

条例に適合した建築物に、適合プレートを配布すると思うのですが、そういう建物には誰もが使えるトイレがあるのかなと思います。そのトイレが、先ほども言っていますが、うちの娘は首が据わってないので、トイレにベッドが必要です。しかし、トイレの中にベッドがある建物というのは本当に少ない。なので、テントを買って、それを持って出掛けます。その辺で替えることができない状況で、簡易的なテントを持ち、車いすを持ってという状況です。その子に3歳の子がいますので、さらに3歳の子を抱っこするときもあります。「ママ、抱っこ」って言われたら、抱っこしつつ、テントを持ちつつ、車いすを押すという大変な状況がほんとにあります。それでも下の子が公園に行きたいって言えば行くのですけど。

娘に対して「トイレは我慢して。」と言えないし、うちの娘は、 しゃべれないんですね。「痛い」とも「おむつを替えて」とも言え ないし、「恥ずかしい」とも言えないし、「嫌だよ」とも言えなく て。そういう状況の中で、あ、うんちが出ちゃったと思ったときには、早く替えてあげないと皮膚の状態が悪くなる。周りにみんながいる、お父さんがいる、パパがいる、子どもたちがいる中で、ここで広げて替えるのは本当にできないことです。

私が生きている間に、障害者用トイレにベッドがないというのが、 ほんとに深刻なんだというのを知ってもらいたいです。今回、子ど もを病院にレスパイトをお願いして、請願もいろいろ書いたりして、 ほんとに障害を持っている子どもたち、子どもたちに限りませんが、 私はヘルパーの資格を持って実習に行きましたけれども、お年寄り の方や下半身マヒの方も、やっぱり横になって替えます。

下の位置からの介助は、すごく腰に負担が掛かるんです。介助者は自分の立っている高さで替えるというのは、すごく助かるんです。車いすから、このぐらいの高さがいい。下の位置からだと自分がもしそういう状態になったら、何人がかりかで持ち上げてもらいます。自分は恥ずかしい、介助者は相手の羞恥心にすごく配慮をしなくちゃいけないことだと思うんですね。実際、私はいつも公衆トイレの床で子どものおむつを替えます。下に何かを敷くんですけど、それをまた持って帰るという部分で、いつ誰がその公衆トイレの床で何をしたか分からないので、すごく嫌です。

やっと退院して地元に帰って楽しい生活が待っていると一生懸命 治療してきたのに、それが、外にはベッド付きトイレがないという のが何でだろうと思います。しかも、そのトイレが 1 つしかなかっ たりで、楽しいお散歩も楽しい遠足も、トイレの行列ができちゃう んです。男女で 1 つしかなかったり。高等部であれば、女性であれ ば生理があったり、体毛が生えてきたりという体の変化がある。 の友だちのを見る、見られる、恥ずかしい、興味ある、見たいう いう、そういう部分で障害者には、それは当たり前というか。先生 は配慮してはくれるんですけれども、遠足で行ったら、こういう会 議室を借り切り、先生たちがパーテーションとかを持ってきたり マットを持ってきたりして替えるというのが、どうも生きている上 で、当たり前にトイレに行けないつらさがあります。

私も実習で、実際に自分がおむつを体験してレポートを書くことをやったんですね。やったんですけれど、おむつがあるから、どうしても恥ずかしくて出ないんです。「レポート 1 枚ぎっしり書いてきなさい」と先生に言われたんですけど、もう身体的に恥ずかしいっていうのと、何でしょう、出ない。どうしても出なかったんです。

どうにかして、おむつをつけることができたんですけど、5 分もそのままいられなくて、すぐ替えたいと思った時に、子どもはそうやって我慢していたんだなと思い至りました。

もう病気は治らないし、障害も治らないんですけど、そういう部分だけは気持ちよく生活ができるようにしてあげたいと思っています。しかも本人が「ママ、替えて」と言葉で言えない子どもたちに「替える場所がないから、うちまで我慢してね。」というのも辛い。これが現実の話です。いろんな会議の資料に載ってくると思うんですけど、ほんとに現実的なところで障害者の人たちがトイレに行けないから、外出を諦めるという部分がすごくあると思うのです。

でもサービスエリアには配慮があって、生花が飾ってあったりと か、そういう部分で心が救われたりがあって、お掃除してくれる人 がこういう配慮してくれてうれしいなとか。そういう嬉しさを感じ られるような生活が送れるように、県、国レベルでベッドは壁に付 けたり、簡易的なものもありますし、できる範囲のことでいいんで す。とにかくベビーベッドは2歳までというところで、3歳、4歳、 5 歳、6 歳のベッドの必要な人はどこで替えるかっていうのを県や 国も、是非知ってもらいたいと思います。それができて初めて、こ のプレートを配布するのであれば分かるんです。例えば、ここに娘 が一緒に来ました、そしたら、ここにはベッドがあるか、たぶんな いと思うんですけど、そしたら、どこでベッドのあるトイレを紹介 してもらえるのか、いつも館内の担当者の人が上司に相談して、ど こで替えるかっていうのを打ち合わせして、「じゃあ、こちらで す。」みたいな。それを自分と娘は常に生活の中でやっているので、 そういう人たちもいるということを知ってもらい、審査基準の中に ベッドがあるかどうかを入れてもらいたいと思うんです。そういう 基準は入れてもらうことはできるのですか。

《髙橋会長》

最初に埼玉県の基準を説明をしてください。

《事務局(建築安全課)》

今、お話がありましたとおり、乳幼児の 2 歳以下用のベッドの基準は出てきますが、確かにそれよりも大きいお子さんの対応のベッドの基準までは、ない状態です。建築の方と、あと、福祉の方で、ご指摘を持ち帰って検討させていただく必要があると思います。

《勝又委員》 お願いします。

《千葉委員》

今の話ですが、ベッドを例えば伸ばしたりとか、引っ込めたりとか、小さい子は小さい子用に小さくできるとか。縮めたり伸ばすような、そういうような改良ができるといいなと思いました。

《事務局(建築安全課)》

そのときどきに応じて使用ができるような製品とか、そういう加工をしてという部分ですね。

《千葉委員》 はい。

《髙橋会長》

埼玉県では大型ベッドは望ましい基準には入っていないですか。 いま国の基準では、ガイドラインですけど、そこでは、車いす対応 トイレに大型ベッドを入れるような方向になっています。

それに基づいて国も 2012 年に改正していて、その前 2007 年にも 改正していますけど、その後、改正している自治体もあります。

東京都の場合はあるみたいですけど、埼玉県はちょっと止まって しまって、改正の検討が進んでいないのかもしれません。

《事務局(建築安全課)》

埼玉県では望ましい基準に入っています。

《髙橋会長》

望ましい基準には入っているけれども、今の適合プレートを出す 基準の中まで。ただし、複数車いす対応トイレがあるときには、私 たちの理解でも、通常どちらかは少なくとも大型ベッドを入れると いう、そういうニーズは非常に高いです。

昔はディズニーランドにもなくて、私も経験していますけど、新聞 紙を持って行き、そこでおむつ替えをするとかやりました。

大昔では、それでもいいですけど、今は、なかなかそうはいかない。 公園では少なくともそうはいかない。

ただし、今おっしゃったように、伸びたり縮んだりするようなも

のは、今、製品としてはないですね。危険なんかの問題になると思いますので、大きいものか、あるいは 30 センチ程度のものとか、 というかたちになります。

大人の方が使用するケースが非常に最近多くなっていますので、 そういうところは大型のベッドは必要です。今、常設されているの は、サービスエリアとか、パーキングエリア、そういうところだけ になっています。あと、デパートや大型ショッピングセンターみた いなところにはないですか。

《勝又委員》 イオンモールならあります。ありがたいです。

《髙橋会長》

これも、これからの検討課題のお話。それから、地元の自治体には、公共施設であれば、積極的に遠慮しないで要望書を出してください。

《勝又委員》

ユニバーサルデザインで請願書を出しました。1年あるので、ちゃんと期間も言って娘も一緒に行って聞きました。

《髙橋会長》

分かりました。

それは、もう、当事者が言わない限り分かりませんので。

《勝又委員》 そうですね。

3 駅ホームの転落防止対策

《事務局(交通政策課)》

交通政策課から資料3に基づき説明。

《髙橋会長》

ありがとうございました。

京浜東北線、ようやく少し始まってきたという状況です。こちら

のほうは、ご確認をしていただいて、ただ、依然として、最初のページにありますように、全国的には、まだ 50 件から 60 件近くのホームからの転落事故があります。このうち重大事故につながっているケースはどのぐらいですか、死亡あるいは重傷ケースは分かりますか。

《事務局(交通政策課)》

埼玉県内の詳しい内訳は分からないですけれども、26 年度全国でホームの転落が57 件があります。このうち死者が24 人、けがをした人が33 人いるということでございます。ホーム上での接触が170件ありましたが、死者が10 人で、傷害が161 人ということが国のデータで出ております。

4 越谷市のバリアフリーマップの取組

越谷市障害福祉課の角屋副課長から越谷市のバリアフリーマップの取組について説明。

《角屋越谷市障害福祉課副課長》

本日、私どもの障害福祉課長の山元が、ご説明申し上げるところですが、公務が重なりまして、代理で大変申し訳ございません。

それでは、お手元にお配りしております『越谷市バリアフリーマップ』と『別冊トイレマップ』をご覧いただければと思います。このマップは、当初平成 20 年 3 月に最初の発行をいたしました。もともと目的は、障害者に限らず高齢者の方、それから、子育てされている方、皆さんの社会参加の促進といいますか、言うなれば積極的にお出掛けをしていただけるような何かツールはないかということで検討いたしました。行った先でいろいろ探すのではなくて、行く前に、こういうバリアフリーがあるから安心してお出掛けできますよということを分かっていただける資料になるだろうということで作成した経過がございます。

この作成に当たりましては、障害者団体等 8 団体の方と作成協力 会を設立しまして、計 6 回の会議を得ながら最終的につくり上げて おります。現在お配りしているものは、その後 2 回の改訂を行っておりまして、2 回目の改訂を平成 27 年 3 月に行っておりまして、それをお配りしているところです。

大きいほうの『おでかけマップ』につきましては、267 か所の施設につきまして、バリアフリーの状況ということで見ていただけるようになっております。それから小さいほうはトイレマップです。なぜ、別冊になっているかといいますと、作成当初、お出掛けされるときに一番困るは何なのと言ったときにトイレだという話がありました。ちょっとサイズを大きくしまして B5 版で、気軽にバッグの中に入れるようにということで作成しております。中を見ていただくと分かるんですけども、情報だけではなく、実際に便器の写真を全て網羅しております。このとおりだったら安心して行けるというようなものが事前に把握できるような状態につくっております。

なお発行部数は 3 千部でございまして、私ども障害福祉課の窓口のほか、高齢関係の課の窓口、それから子育て関係課の窓口、それから市内に 13 か所あります地区センター、北部と南部にあります市の出張所で、ご自由にお持ちくださいということで配布しておりまして、市民の方が気軽に入手ができることになっております。

最後になりますが、下のほうに 2 次元コードがついておりますが、これは厚生労働省が今、推奨しています SP コードでして、専用の読み取り機を当てますと、視覚障害の方に音声で、そのページに何が書いてあるかということを読み上げる機械を使うと内容が分かるようになっております。この脇の窪みですけど、その機械を当てるときに、ここにパチッとはまりますと、ちょうどコードが読める位置に来るので、この切り込みを入れるというふうに、SP コードの場合は、そういう一つのルールじゃないですけど、そうなっています。

以上駆け足でございましたが、越谷市のバリアフリーマップのご 紹介の時間をいただき大変ありがとうございます。

《髙橋会長》

ありがとうございます。

これを見させていただきますと、改変するトイレがいっぱいあり すぎちゃって、困っちゃっている。

一番大事なのは、トイレに取っ手、流しボタンがどこにあるかということですね。これは今、JISの0026ということで決められているんですけども、全国的な会議では必ず統一された範囲内ですね。

これから東京オリンピック・パラリンピックに向けて、とにかく都内の施設、あるいは競技場等も含めて、操作系のボタンの配置だけはまったく同じにしましょうという要望が特に視覚障害者団体から出ています。

それから先ほど勝又委員からありましたように、大型ベッドの導入、これらも喫緊な課題だと思います。是非これからの次の課題に 越谷市さんも取り組んでいただけますように。ただ、お金が掛かり ますので、県のほうにも判断、国のほうでも公金制度がありますの で、バリアフリー化できるように、もちろん地元負担だとか、事業 者負担ありますけども、それも積極的に活用しながらやっていかれ るのもよろしいかと思います。

でも、このように明らかにするということは、とても重要なことです。自信がないと、全くまずどういう風にするか色々言われるんじゃないかということで、だいたいは作らないんです。このリーフレット自体大変お金がかかると思いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、これからの PDCA サイクルじゃないですけど、それがとて も大事になってくる。それもよろしくお願いします。

後半、駆け足になってしまいました。時間がちょっとオーバーしてしまいました。事務局のほうで何かありますか。よろしいでしょうか。

今日、初めての会議ですので、いろいろと持ち込んで、これを言わなきゃいけないというようなこともあったかと思います。次回のときには、ご自分の所属団体の意見のまとめを用意しておいていただいて、最後に事務局に FAX でもメールでもお寄せいただけるような、そういうものを用意をしていただければと思います。これを持ち帰っていただいて、関連各所属団体さんにも意見が何かあるかどうかとか、少しお聞きになって県のほうに寄せていただきますと、この協議会も、もう少し活発になってくるのではないかと思います。よろしくお願いします。

限られた時間と、限られた回数でありますけれども、今後ともよ ろしくお願いいたしたいと思います。

それでは本年度の第 1 回の協議会を終了させていただきたいと思います。ご協力どうもありがとうございました。